

# 第5章 計画の推進

## 1 計画の推進体制

健康寿命を延ばすためには、市民一人ひとりが健康づくりの意識を高め、取組を実践し、継続することが最も大切です。併せて、家庭、地域、企業・事業所、関係機関、行政がそれぞれの役割をバランスよく機能させることで、健康づくりの環境を整え、効果的かつ効率的に健康づくりを進めていくことも重要です。

市では、計画の周知を行うとともに、さまざまな関係者と連携を図りながら協働で健康づくりを推進していきます。

### < 計画推進のための組織 >

#### ●糸島市健康づくり推進協議会

医療・保健における関係機関の代表や学識経験者、市民代表などで構成され、幅広い視点で計画の進行管理及び評価を行います。また、協議会委員の属する団体とも連携を図ります。

#### ●健康いとしま 21 推進ワーキング会議

市役所の関係課の職員で構成します。子ども部会、高齢者部会などに分かれ、組織横断的な健康づくり事業の推進を図ります。

## 2 さまざまな関係者へ期待する役割と取組

### (1) 市民

市民は、「自らの健康は自ら守る」を基本に、市の健康づくり事業などへの積極的な参加を通じて健康への理解を深め、自らの健康について考え、生涯を通じ適切に健康管理ができるようになることが期待されます。

### (2) 地域

地域は、身近なところで健康づくりを進めることができる重要な場です。地域や各種団体における活動や交流を深め、仲間づくりや生きがいづくりを進めるとともに、地域住民が少しずつ役割を持ち、地域の実情にあった社会活動を展開していくことが期待されます。

### (3) 学校

学校は、児童・生徒が健康の大切さを認識するとともに、家庭や地域と連携し、健康的な生活習慣を身に付ける教育に取り組むことが期待されます。

### (4) 企業・事業所

企業・事業所は、従業員の健康管理において、特に働く世代の健康づくりに重要な役割を担っていることから、職場における健康管理を推進するとともに、地域社会の一員として、健康づくり活動の場の提供など、地域の健康づくりに対して協力することが期待されます。

### (5) 保健・医療・福祉の関係団体

保健・医療・福祉の関係団体は、相互に連携を図り、専門的な立場から健康情報を提供することが必要です。「地域包括ケアの推進に係る協定」による連携をはじめとしたさまざまな機会を通し、市民の健康増進・介護予防の取組を支援することが期待されます。

### (6) 市

市は、市民の健康づくりの推進役として、各種行政機関、学校、地域・職域団体、保健・医療・福祉の関係団体などとの連携を図り、健康づくり施策に取り組む役割があります。また、市民の健康状態を把握するとともに、地域の実情にあった健康づくりの取組を支援する役割を担います。

## 3 計画の進行管理

本計画の推進にあたっては、毎年度の進捗を確認するとともに、計画の円滑な実施を推進するため、引き続き「糸島市健康づくり推進協議会」において、幅広い視点で進行管理及び評価を行うなど、P D C A サイクル【Plan (計画) – Do (実施・実行) – Check (検証・評価) – Action (改善)】の過程を踏まえた進行管理を行っていきます。

また、計画の進捗状況や国の動向、社会情勢の変化などを十分に見極め、必要に応じて関連計画との調整を図りながら計画の見直しを行います。